

## グローバル資本主義分析のビジョン

—新古典派 VS ポリテイカル・エコノミー—

福田 泰 雄

はじめに

資本主義は、もともとその発生以来、グローバル性を伴うものであった。しかし、一九八〇年代以降、その勢いを増す資本活動のグローバル化は、多国籍企業を主役とし、その多国籍企業が、一方で経済的シェアを拡大し、権力の集中化を進めると同時に、他方で相互に競争と協調をグローバルに展開する、資本主義の新たな段階として位置づけることができる。しかしまた、この一九八〇年代以降加速化する資本主義経済のグローバル化は、国の内外にわたる、規制の緩和、資本活動に制約を課す市場ルール、制度の変更、廃止を条件として初めて実現したものであった。このように、グローバル化が国の内外にわたる市場制度、政策変更を伴いながら進展、深化してきたという意味では、グ

ローバル資本主義は、国家のイニシアティブを不可欠の条件とする。その際、グローバル化に向けた政策変更の基本的イデオロギーをなしたのが新自由主義である。

新自由主義は、徹底した民営化、国内、国際市場を問わない規制緩和によるグローバルな自由市場を主張すると同時に、そのことの当然の結果として、現実のグローバル資本主義に対する単純賛美論を形成する。以下、本稿では、新自由主義とは何か、その基本的主張点を確認した上で、その新自由主義の主張の根拠をなす新古典派市場万能論を批判し、新古典派による市場万能ビジョンに対するアンチ・テーゼとして階級ビジョンを提示する。市場万能ビジョンの核心はパレート最適論にあり、そのパレート最適論は階級対立否定の上に成り立つ。本稿では、パレート最適論の徹底した批判を通して階級対抗モデルが提示される。その階級ビジョンに基づき、グローバル資本主義分析の課題提起を行うことが本稿の最終目的となる。

## 第一節 新自由主義

資本主義経済の勃興期、A・スミスの提唱した自由主義は、D・リカード没後のイギリスにおいて政策、制度化され実現される。古典的自由市場の成立である。しかし、その古典的自由市場は、資本主義経済が生み出す社会不安に耐えられず、再び国家の介入、市場に対する規制を不可避とし、その短い時代を閉じる。二〇世紀の資本主義経済は、第一次大戦、続く大恐慌、この混乱の中での全体主義体制の成立、さらには第二次世界大戦の勃発と全体主義体制の崩壊を経て、戦後、資本活動に対する種々の規制の導入、枠組設定の下、資本主義の黄金時代と呼ばれる比較的順調な経済成長を実現する。また、この経済成長を条件として、主要先進国は、国民生活の底上げを計るべく、社会保障

制度を充実化させ、福祉国家体制を形成してきた。しかし、戦後の順調な経済成長もまた長くは続かず、ニクソンショック（一九七一年）、オイルショック（一九七三年）を契機に、順調な資本蓄積は頓座を迫られる。こうした状況下において、順調な資本蓄積の再現を目指し、資本活動に対する国の内外を問わない規制の撤廃、資本にとって重荷となる福祉国家体制の解体を掲げるレッセフェール思想が、新自由主義としてその勢いを復活させる。新自由主義は、一九八〇年代以降、国内、および国際間における政策決定を支えるイデオロギーとして機能し、戦後資本主義体制を再びレッセフェール体制に向け突き動かす。本節の課題は、この新自由主義とは何か、その基本的主張を確定することにある。

新自由主義哲学を展開し、新自由主義興隆の先鞭をつけたF・ハイエクは、眼前の福祉国家体制について、個人主義的自由を抑圧、否定するものとして、それを批判し、国家の役割の限定化を主張する。ハイエクは、「万人に対する個人の自由を確保」し、「偉大な社会の自生的な秩序を完全利用する」<sup>(1)</sup>ためには、国家は次に掲げる機能を果たすことが求められると同時に、その機能に限定されなければならないと説く。その国家の役割とは、次の四機能である。

- 第一 法の施行
- 第二 外敵からの防衛
- 第三 公共財や公共サービスの供給
- 第四 最低所得の保証

より詳しく見れば、第一の機能としての「法の施行」でいう「法」とは、「個人に対して特定の仕事や、その行動の目的を指示するものではなく、個人が互いにその計画を調整し、各人がそれぞれその目的達成の有望な機会を持つるようにすることをめざす」もので、具体的には「財産、契約、不法行為（私犯）に関する法律と、生命と自由と

「財産」を保護する刑法<sup>(2)</sup>」からなる。見られるように、「法」の中心に位置するのが私有財産制であり、「法の施行」という国家の機能は、私有財産制の維持をその中心内容とする。第一の機能が国防を意味することは自明であろう。第二の機能「公共財や公共サービス供給」として、ハイエクは具体的に「大部分の道路……土地登記簿……市場に提供されるいくつかの財貨・サービスの品質証明」<sup>(3)</sup>等を列挙する。これらの財、サービスは、「近隣効果」、つまり「外部効果」の存在により、個別市場取引においては「費用と便益の均等」を計ることが困難で、そのため市場による供給が実現しないからである。第四の機能として指摘された「最低所得の保証」は、「さまざまな理由で、市場の内部で生計をたてることのできない人びと、たとえば、病人、老人、身体的・精神的障害者、寡婦、孤児に対する最低限度の所得」<sup>(4)</sup>給付である。この「最低給付」は、かつての「救貧法」が想定する内容、水準のものであって、「一国の全国民あるいは全住民がその国の富の平均水準に依存して」要求する「ある最低水準」<sup>(5)</sup>、あるいは所得再分配機能を伴う現行社会保障とは、内容を根本的に異にする。

以上のハイエクによる国家の役割論をスミスの議論と対比すれば、ハイエクの主張する最初の三つの役割は、スミスが『国富論』において、価値を生まないという意味で生産的であるが、国富増大にとって有用であり、不可欠であると指摘した国家の機能論と重なる。この点を踏まえてハイエクによる「小さな政府」論を特徴づければ、それは、スミスの「夜警国家」論、プラス「救貧法」論からなる。

ハイエクの新自由主義を受継ぎ、同じ「小さな政府」論の立場から福祉国家体制に対する具体的政策批判を展開したのが、ハイエクに教えを受けたM・フリードマンである。

フリードマンによる、「小さな国家」論の立場からの福祉国家体制批判・政策提言の第一は、公的規制の廃止、および政府の裁量的判断に基づく市場介入の中止である。フリードマンが批判の対象として挙げる公的規制は、最低賃

「金法」、「勤労権」法といった労働者、および労働組合保護・支持のための法律から、累進所得課税・相続税制度、および社会保障制度を介した所得再分配制度、食品・医薬品といった消費者向け製品に対する安全規制、環境規制、農産物価格支持政策、さらには雇用、教育の場における人種・宗教等による差別禁止法に及ぶ。フリードマンは、これから労働者、低所得者、消費者、被差別者保護を目的とする規制の廃止、あるいは環境規制に対しては、課徴金制度導入による間接規制を主張する。また、政府による裁量的政策介入については、景気対策を理由とする金融、財政政策を批判し、それらに代わる、ルール化された貨幣政策の立法化、均衡財政原則の堅持を主張する。さらに、こうした規制、公的市場介入の廃止は、国内市場に限定されない。新自由主義にとっては、各国間の国境措置も市場に対する政府介入であり、合理的根拠をもたない。フリードマンは、ブレトンウッズ体制下の固定相場制は、貿易規制という形で、政府による裁量的介入を不可避的に招くとしてそれを批判し、固定相場制に代え、「自由相場制」の導入を主張する。これは、「自由市場」に並ぶ「自由貿易」の主張であり、新自由主義は、国の内外を問わない自由かつフラットな市場、グローバル市場を主張する<sup>(6)</sup>。

フリードマンによる福祉国家体制批判・提言の第二は、社会保障政策のカット、限定化であり、第三は、社会保障政策を含む行政機能の徹底した民営化・市場化である。フリードマンは、老人、遺族に対する年金、公的扶助については、給付水準の救貧法レベルへの限定化と「負の所得税」<sup>(7)</sup>方式での給付、公営住宅政策についても行政介入を極力伴わない現金給付化を主張する。年金と並ぶ社会保障政策の柱をなす医療保険制度については、フリードマンは、「自分の医療費は自分で直接に支払うか、政府の官僚による仲介を経てこれを間接的に支払うか、の問題だ。後者の道を選べば、官僚が自分の俸給やその他の費用のためにかなりの部分を医療費から差し引いてしまうのは、不可避なことだ」として、医療保険制度を批判し、公共の関与は「時折発生する」、「例外的に困難な場合」<sup>(8)</sup>に限定されるべき

であり、それ以外の部分は民間医療保険制度によって担われるべきと主張する。

国民生活保障政策の極小化、民営化は、学校教育制度に対しても主張される。フリードマンは、小・中・高等学校教育については「若者たちを市民としてまた社会の指導者としての資格をもつようにするための訓練の手段として正当化できる」<sup>(9)</sup>、として一般歳出対象とすることを認める。しかし、その上でフリードマンは、政府歳出の仕方として「授業料クーポン制度」の導入を主張する。「授業料クーポン制度」は、「所得のあらゆる水準における親たちにその子弟を進学させる学校についての選択権を与える」<sup>(10)</sup>とするが、これは事実上の民営化であり、教育に対する公的責任の放棄である。ちなみに、クーポン額は、公立の小・中・高等学校に対する教育費予算をそれらの学校に通う子弟の数で割った値が基準となるから、所得の低い層の子弟にとっては、授業料がクーポン額を上回る私立学校の選択機会が保証されるわけではない。他方、単科大学、総合大学レベルでの高等教育については、「厳密な意味での職業訓練」であるとして、フリードマンは、この高等教育に対する財政支出の廃止を主張する。その上で、高等教育については、財政歳出に代え、「返済金額変動学資貸付制度」の導入を主張する。これは、「一定額を超える収入の、ある一定割合を将来、毎年政府に支払うという約束」<sup>(13)</sup>の下で学生に与えられる奨学ローンである。高等教育を受けるか否かは、各人の判断に基づく投資行為であり、従ってコストと将来のベネフィットを勘案して、各人が選択せよというわけである。

このように、フリードマンは、ハイエク同様自由市場、自由貿易と「小さな政府」とは表裏一体の関係にあるとの立場から、その自由市場、自由貿易実現に向け、規制の廃止、撤廃、歳出削減を伴う、民営化による「小さな政府」の実現を説く。では、新自由主義によるこうした主張の根拠は一体何か。市場メカニズムに対する絶対的信頼である。フリードマンは、「価格機構」の役割として三点を指摘する。(一)需給「情報」の「伝達」、(二)「生産方法に関する刺

激要因の提供」、(三)「所得分配」の決定<sup>(14)</sup>である。これらは、需給均衡化機能、企業に対する生産の効率化・費用最小化誘導機能、および賃金、利潤等、所得決定機能である。しかも、フリードマンは、価格機構によるこれら三つの機能の実現により、市場の参加者すべてがそれぞれ自己利益を実現すると考える。「世界の多くの人が…お互い協力しながら、それぞれなりの利益を促進できるようにするという仕事を、われわれのためにやってくれるのが「価格機構」である」<sup>(15)</sup>。「価格機構」は、中央の指令や強制とは対極をなすところの自発的相互調整の過程であり、この「自発的協力を通じての相互調整の可能性は、初歩的な…命題に基礎をおいているのであって、それは、経済取引が双方で自発的かつ十分な知識をもつてなされるのであれば、この取引の双方の当事者がそこから共に利益を受けるといふ命題である」<sup>(16)</sup>。市場における取引、売買は、互いの自発的意志に基づくものであり、そうした自発的取引が「十分な知識」、いわば完全情報の下で実行される場合には、市場メカニズムは、需給の過不足を調整し、「費用の最小化」<sup>(17)</sup>を実現しつつ、労働供給者としての労働者、労働需要者としての企業双方の利益最大化を実現するというわけである。

なお、フリードマン等、新自由主義者が、資本家（企業）にせよ、労働者にせよ、ともに買い手、あるいは売り手として市場取引に参加する限り、市場メカニズムは、資本家、労働者双方に利益をもたらすと主張する時、そこには独自の「価格機構」による分配決定論があることをあらかじめ指摘しておきたい。賃金、つまり労働という「個人的な生産能力」発揮としての「サービス」に対して「市場がどんな価格を設定するか」<sup>(18)</sup>は、本人を含めた市場参加者のすべてに保証された自由な選択行動の結果であり、ハイエクに語らせれば、「意図されたものでも予見されたものでもなく、何人にもその全体が知らされていない無数の事情に依存」した「非人格的過程」<sup>(19)</sup>の所産として、賃金所得の決定がなされる。利潤分配についても同様である。利潤は、売り上げと費用が与えられれば、両者の差額として決定

される。その利潤決定に関わる売り上げ価格、費用価格、はいずれも市場において繰り広げられる「非人格的過程」の所産だからである。フリードマンによれば、そこにおいて所得分配の決定がなされる「価格体系」は、すべての人々の自由な選択行動によって支えられており、そこに「労働者に対する搾取<sup>20</sup>」というマルクスの指摘が入る余地はない。価格機構は、需給均衡をもたらし、費用効率を保証し、そして万人に「それなりの利益」を実現する、こうしたハイエク、フリードマンの市場観を「市場万能論」と呼ぶことができよう。新自由主義思想の根本にはこの「市場万能論」が存在し、新自由主義はこの「市場万能論」の立場から、規制廃止、民営化による「小さな政府」の実現、すなわち自由市場、自由貿易の実現を主張するのである。

ハイエクが新自由主義を明確に表明したのは一九四四年に発表された『隷従への道』(The Road to Serfdom)においてであり、フリードマンが新自由主義実現へ向けた政策を体系的に展開したのは一九六二年に発表された『資本主義と自由』であった。その後、オイルショックを契機とするそれまでの順調な経済成長の頓座、インフレと財政赤字の発生を契機に、新自由主義は、単なるイデオロギー主張の域を超え、一九八〇年代以降、資本主義の制度変更を方向づけるものとしてその実践化が進む。イギリスにあってはサッチャー政権、アメリカにあってはレーガン政権が、新自由主義政策導入の端緒をなす<sup>21</sup>。ただし、われわれは、こうした新自由主義政策導入の背後に、市場の隘路<sup>あいちろ</sup>打開を求める独占資本のニーズが存在したことを忘れてはならない。こうした独占資本の蓄積隘路<sup>あいちろ</sup>打開のニーズは、国内政策の転換を迫るに留まらない。先進資本主義国における独占資本は、一九八〇年代以降、市場の隘路<sup>あいちろ</sup>打開の鍵をグローバル市場に求める。独占資本の多国籍企業化へのシフトの加速化である。この加速化に伴い、グローバルな資本活動の自由化のニーズが高まり、新自由主義は、世界的規模での自由市場の実現を求めるイデオロギーとしてその役割を發揮することになる。

今日、WTO<sup>(22)</sup>は、国の内外を問わない文字通りグローバルな自由市場の実現に向け、そのためのルール、枠組作りを行う組織として強力な権限を与えられている。前WTO事務局長であったM・ムーアは、WTOの目標とその理念を率直に語る。「協調、互恵、民主主義…個人にとっての善は、地域社会にとっての善であり、ある国にとっての善は、世界の国々にとっての善に通ずる」<sup>(23)</sup>。ここでいう「協調、互恵、民主主義」は、WTOが目指す、すべての参加者にとって対等、互恵性 (universal reciprocity) を保障する「自由貿易」を意味し、そうした対等、平等な自由市場の実現は、すべての個人、従ってすべての地域、国々にその恩恵をもたらすというわけである。市場メカニズムに絶対の信頼を置く、「市場万能論」の表明である。ここに、グローバル資本主義形成に向けた制度改正を支えるイデオロギーとしての新自由主義、「市場万能論」を確認することができる。

## 二 新古典派の基本的二命題

徹底した規制の廃止、民営化による「小さな政府」の実現、あわせて国内外を問わない、グローバルな自由市場の実現を説く新自由主義は、市場メカニズムに対する絶対の信頼、「市場万能論」をその政策主張の根拠とした。その「市場万能論」とは、新古典派経済学が描く市場メカニズム論に他ならない。新古典派そのものが「市場万能論」をその理論体系の基本とする。では、その新古典派市場万能論とは何か。果してそれは現実的妥当性を持つのか。議論を先取りしていえば、新古典派市場万能論は、一般均衡論の結論命題をなす、(一)市場の均衡、(二)均衡のパレート最適性、この二命題を根拠とする。以下本節では、新古典派市場万能論が実際この二命題に基づくことを確認した上で、前者の市場均衡命題につき、その命題導出の前提となる仮定に遡り、当命題がどこまで現実妥当性を有するのか、そ

の限界を改めて問ひ質す。他方、後者のパレート最適命題の現実妥当性については、当命題導出モデルの仮定条件を含め、節を改め次節で検討する。新古典派市場万能論が、その理論モデルの仮定、いわば構築物の土台において致命的欠陥を有するものとなれば、その新古典派市場万能論に依拠する新自由主義は、そのグローバル自由市場の主張はもちろん、現実に行進する資本主義のグローバル化に対する分析ビジョンとしても、その有効性を欠くことになる。

新自由主義がその理論的根拠とする新古典派ミクロ経済学は、一般均衡論を扱う完全市場論、不完全市場論、および公共政策論の三部門からなる。不完全市場論は、完全市場論の条件を一部修正した、その意味で完全市場論の特殊理論である。公共政策論についても、その必要性は、完全市場がカバーできない機能補充、あるいは完全市場に対する阻害要因の除去という点に求められ、完全市場論が公共政策論のベースとなる。このように、一般均衡論は、新古典派ミクロ経済学の土台をなすものとしてそのエッセンスをなす。と同時に、新古典派は、その市場万能論の根拠をこのエッセンスたる一般均衡論に求める。

その新古典派がそのエッセンスとする一般均衡論は、二つの基本的結論、命題を導出する。第一は、労働市場、資本市場、生産物市場、これら三つの市場においてそれぞれ需給を均衡させる賃金、利子率、価格が存在する、いわば均衡解の存在命題である。労働市場においては、労働の価格としての賃金、資本市場においては、資本価格としての利子率、生産物市場においては、財の価格、これらの価格パラメーターを介して需給不一致が調整され、すべての市場における需給均衡が達成される。第二は、そうしたプライス・メカニズムによって実現する均衡状態の評価であり、パレート最適（効率性）命題である。

通常、パレート最適は、「交換の効率性」、「生産の効率性」、「生産物構成の効率性」の三つの効率性が満たされている状態として説明される。<sup>(24)</sup>「交換の効率性」とは、すべての消費者が、それぞれの財（初期保有量）を持ちよって

交換を行うとした場合、交換による効用・満足度引上げの可能性がすべて利用尽されている状態である。「生産の効率性」とは、未利用資源を発生させることなく、また他の財の生産の減少を伴うことなしには、ある財の生産をそれ以上増やすことはできない、こうした社会的生産能力が最大限に発揮されている状態である。「生産物構成の効率性」とは、すべての消費者の効用改善をそれ以上なし得ない生産物構成での生産が実現している状態である。それゆえ、「資源配分がパレート最適でなければ、未利用資源があったり、企業の生産が能率的に行われていなかったり、消費者の嗜好にそぐわない生産が行われていたり、消費者がそれほど欲しくない財は手に入るが欲しいものは手に入らなかったというようなこと」<sup>(25)</sup>が生じることになる。パレート最適は、企業の利潤極大化が実現される一方で、消費者にとっては、各自の初期保有量(資源賦存)を予算制約として、効用の極大化が実現されている状態を表す。

先の「交換の効率性」、「生産の効率性」、「生産物構成の効率性」は、これら三条件によって語られるパレート最適は、直接的には生産物市場における需給一致の均衡に関する評価である。要は、均衡においては、売り手(供給者)も買い手(需要者)もともに、自己利益の極大化を実現しているということである。こうした均衡に関する「パレート最適」評価は、他の二つの市場、労働市場、資本市場の均衡にも適用される。資本市場均衡においては、資本の需要者(供給者)とともに自己の経済的利益の極大化を実現し、労働市場均衡においては、労働の供給者(労働者)、需要者(企業)は、それぞれともに自己の経済的利益の極大化を実現する。それゆえ、均衡に関するこのパレート最適評価の立場に立てば、市場メカニズムによる均衡形成を妨げる規制、介入はパレート非効率性をもたらすことになる。市場規制による非効率性の発生例として、新古典派によりしばしば指摘されるのが、政府による家賃規制、労働組合による賃金規制である。J・ステイグリッツは、家賃規制による非効率性の発生を次のように述べる。「家賃統制とは、家賃を賃貸住宅市場における需要と供給の均衡点を下回る水準にとどめてしまい非効率をもたらすものである。……

家賃統制よりも借り手と貸し手（家主）の状態がともに改善できるような、より良い方法が実はある。それゆえ、家賃統制のもとでは、経済はパレート効率的ではなくなる」。労働組合による賃金の引上げについても、ステイグリッツは同様の非効率性の発生を説く。「より高い賃金は、より低い雇用水準という犠牲を払ってしか得ることができない」<sup>(26)</sup>。つまり、組合による賃金規制は、賃金を均衡点を上回る水準にとどめることになり、非効率をもたらすことになる。市場メカニズムは、資本市場、労働市場においても、均衡をもたらす。と同時に、その均衡においてパレート効率が達成される。

市場メカニズムに関する新古典派一般均衡論の二命題が成立するとすれば、新自由主義が主張するように、民営化と規制廃止による自由市場の実現により、すべての国民は、自らの経済状態を改善することが可能となる。国境規制の撤廃による国際的自由市場の実現により、すべての国々は、自らの経済的厚生を改善することになる。しかし、問題は、市場メカニズムによる、市場の均衡、およびパレート最適、これら二命題の実現、この新古典派の主張が果してどこまで現実的妥当性を有するのだからである。二命題が描く世界と現実世界との間には断層が存在する。以下、パレート最適命題の検討は、次節に譲り、市場均衡命題について、それが現実の市場メカニズムの半面描写にすぎないこと、それが市場メカニズムの不均衡作用の捨象の上に立てられた命題にすぎないことを明らかにする。

より厳密に言えば、市場の均衡解の存在と、各市場において不均衡が存在した場合、その不均衡が調整されて需給一致、均衡が達成されるということとは別個の事柄である。新古典派は、後者の調整プロセスをワルラス的調整、ないしはマーシャル的調整として説明する。ワルラス的調整においては、当初の提示価格が需給一致を実現せず、超過需要（超過供給）が発生する場合には、価格が引き上げ（引き下げ）られ、こうした価格の変更により需給一致が達成される。マーシャル的調整においては、当初の供給量の下で需要価格が供給価格より高く（低く）、超過需要価格

(超過供給価格) が成立した場合、売り手は供給を増加(減少)させ、こうした供給量の変更を介して均衡が達成される。現実の市場においては、調整は即座になされるわけではなく、ワルラス的価格調整、マーシャル的数量調整を伴いながら不均衡の調整がなされる。

しかし、この市場メカニズムによる調整、均衡化は事柄の半面でしかない。市場メカニズムの作用、機能のもう一方の半面は、不均衡化である。市場メカニズムは、均衡化と不均衡化の相対立する正反対の作用、動きを持つ。資本のグローバルな展開に、自ら金融ビジネスマンとして関わってきたJ・ソ罗斯は、主流派経済学(新古典派)を念頭に置きながら、「不均衡」を「外生的ショック」をもって説明し、「均衡という概念にいまもって固執」<sup>(27)</sup>する経済理論を現実離れたものであると批判し、市場メカニズム機能の二面性を率直に指摘する。「知識のかわりに、市場参加者はパイアスから出発する。相互作用性「現在の決定と将来の市場動向との相互作用性」はそのパイアスを是正する方向に働くことも、強化する方向に働くこともある。是正する方向の場合は動きは均衡に向かい、強化の場合、市場は均衡とはまったくかけ離れた方向に動き、そもそもその出発点に回帰する気配はまったくなくなる」<sup>(28)</sup>。「内引用者」。このソ罗斯の指摘は、金融市場での経験に基づくものであるが、市場一般に当てはまる。価格機構は、決して「非人格的過程」ではなく、市場参加者の予想と市場動向の相互作用が働くことにより、均衡化にも不均衡化にも作用するのである。

さらにいえば、市場においては、不均衡が常態であって、均衡は、絶えざる不均衡を通して傾向として成立するにすぎない。しかも、この市場メカニズムが作り出す、不均衡化と均衡化の運動は、一種類ではなく変動サイクル期間を異にする複数の存在が確認される。一つは、日々、週ごとといった比較的短期のサイクル、変動である。市場価格の上昇は供給増加を呼び起す。また、供給が行き過ぎ、市場価格の下落を引き起せば、供給は手控えられる。無政府

性下であって、こうした上方、下方への市場価格の絶えざる変動、需給変動を通して均衡化が実現される。さらに、市場メカニズムは、数年単位から十年単位に及ぶ、より長期間にわたる不均衡と均衡化の運動を伴う。その典型がブームとバストを伴う景気変動である。ブームのプロセスにおいては、ソロスの指摘する「相互作用性」が「パイアスを……強化する方向に働」き、「市場は均衡とはまったくかけ離れた方向に働」く。不均衡の上方への累積である。しかし、この上方への不均衡拡大はいずれ「バースト」を反転の契機として、今度は下方への不均衡累積プロセスに入る。下方への不均衡は、いずれボトムを迎え、再び上方への不均衡に転ずる。こうした上方、および下方への不均衡の累積運動の繰り返しを通して均衡化が実現することになる。<sup>(29)</sup>

比較的短期における不均衡化と均衡化の運動においては、ワルラス的調整、あるいはマーシャル的調整が安定化作用として機能していると見ることができ。しかし、ブームとバストを伴う、より長期にわたる不均衡の累積については、ワルラス的調整、あるいはマーシャル的調整の不安定化のケースによっても、その事態を把握することはできない。好況（恐慌、不況）という上方（下方）への不均衡累積プロセスをワルラス的調整、あるいはマーシャル的調整の不安定化ケース（需要曲線も供給曲線も右下がりのケース）として説明しようとするれば、その場合、価格の一層の上昇（下落）、均衡価格からの上昇（下方）乖離が進む一方で、供給量は減少（増加）を続けることになる。しかし、現実はこのこと異なる。ブーム（バスト）においては、市場価格の上昇（下落）が供給量の増加（減少）を招き、さらに供給の拡大（縮小）が一層の価格上昇（下落）を招く。こうした生産と市場価格の相互作用により、不均衡の累積が進行する。

現実の市場メカニズムは、不均衡化と均衡化の相矛盾する両面機能を持つのであり、一方の不均衡化作用を市場メカニズムにとって外的なものとしてそれを捨象し、均衡化機能のみをもって、それと市場メカニズムとを同義とする

ことはできない。新自由主義に従えば、規制の廃止、自由なグローバル市場の実現は、市場メカニズムの均衡化、安定化機能を実現することになる。しかし、それは市場メカニズムを均衡化作用の一面で把握するからにすぎない。自由なグローバル市場の形成は市場の不均衡化、不安定化エネルギーの解放でもある。

### 三 パレート最適命題の虚構性

規制の撤廃、福祉国家の解体、そしてグローバルな自由市場の実現を唱える新自由主義、あるいは新古典派市場万能論は、実はその主要な根拠を一般均衡論の第二命題、すなわちパレート最適命題に置く。M・フリードマンが、市場メカニズムは「強制なしで相互調整を実現させ」、その調整の結果、「取引の双方の当事者がそれぞれ共に利益を受けける」<sup>(30)</sup> ことになると主張するとき、それは市場均衡におけるパレート最適の成立を念頭に置いていることである。しかし、市場メカニズムの一方の均衡化作用に問題を限定したとしても、果して市場メカニズムはパレート最適を実現するのか。本節では、新古典派のパレート最適論が依拠する完全競争市場モデルを分析組上に載せ、当該市場モデルと現実の市場との間には決定的な断絶が横たわること、つまりパレート最適命題は架空の市場モデルにおいてのみ成立するものでしかないことを明らかにする。

パレート最適命題検討の第一歩は、パレート最適という均衡の評価が、新古典派市場モデル、つまり新古典派によって導出された需要曲線、および供給曲線からなる市場均衡モデルの解釈、言い換えに他ならないことの確認にある。新古典派の市場モデルは、経済主体 (economic unit) としての売り手、あるいは買い手の経済合理的選択行動から導かれる供給曲線、需要曲線、および両経済主体の自己選択行動に際して前提されるプライス・テーカー行動、これ

ら三つの基本要素、仮定から構成される。それゆえ、この市場モデルの市場経済分析としての有効性、従ってパレート最適論の現実的妥当性いかんは、大きく見て第一に、新古典派が描く需要曲線、あるいは供給曲線が果して現実的根拠を持つのか否か、第二に、プライス・テーカー行動を唯一絶対の条件として組み立てられた市場モデル、そうしたモデル設計が果して現実的に妥当であるのか、これら二つの妥当性に依存する。その一方でその現実的妥当性が否定されれば、新古典派市場モデル、およびパレート最適論はその現実的根拠を失う。

前者の現実的妥当性問題、つまり新古典派市場モデルの需要曲線、供給曲線については、周知の通り、J・M・ケインズによる批判がすでに存在する。<sup>(31)</sup>ケインズは、古典派(新古典派)が描く、資本市場における供給曲線、すなわち貯蓄曲線、および労働市場における供給曲線、すなわち労働供給曲線を現実的妥当性を持たないとして否定した。古典派(新古典派)は、資本市場において、所得を一定と仮定した上で貯蓄 $\parallel$ 資本供給を利子率の関数とした。これに対し、ケインズは、不完全雇用経済においては、所得は一定ではなく、貯蓄は利子率よりかむしろ所得によって決定されるとして、古典派(新古典派)の資本市場モデルを否定したのである。他方、ケインズは、古典派(新古典派)の労働市場モデルについて、実質賃金をパラメーターとする労働者の労働供給決定行動を現実にはありえないものとして批判した。古典派(新古典派)は、実質賃金・所得と余暇との間の労働者の選択行動、つまり効用最大化行動から労働供給曲線を導出する(古典派の第二公準<sup>(32)</sup>)。そして、通常、実質賃金に対し、右上がりの労働供給曲線が描かれる。つまり、古典派(新古典派)にあっては、労働供給の増加、あるいは余暇の減少によって生ずる効用の減少が実質所得の増加による効用の増加によって埋め合わされる限り、労働供給曲線は右上りととなる。

ケインズは、労働供給曲線導出に関わる「古典派の第二公準」を二点にわたり批判する。「古典派理論の第二公準に対して二つの異議がある。その第一は、労働者の実際の行動に関連する。貨幣賃金が不変の場合に価格が上昇した

ことによる実質賃金の下落は、通常、現行賃金のもとで提供される利用可能な労働の供給を、価格上昇以前に実際に雇用されていた量以下に減少させることはない<sup>(33)</sup>。みられるように、貨幣賃金一定の下で、賃金財価格の上昇が発生すれば、賃金財で測った貨幣賃金、すなわち実質賃金は当然低下せざるをえない。好況期のケースである。この場合、古典派の第二公準の下では、右上りの労働供給曲線を前提として、労働者は、労働供給を削減し、効用最大化条件を維持することになる。しかし、現実の労働者は、消費財価格が上昇し、実質賃金が低下しても、労働供給を手控えることはない。従って企業サイドにとっては、価格上昇以前と同様の雇用確保が可能となる。こうした労働者の実際の行動は、労働者が実質賃金の変動に合わせて労働供給を変える、決定するという行動をとってはいないことを意味する。これがケインズの古典派第二公準に対する第一の批判である。

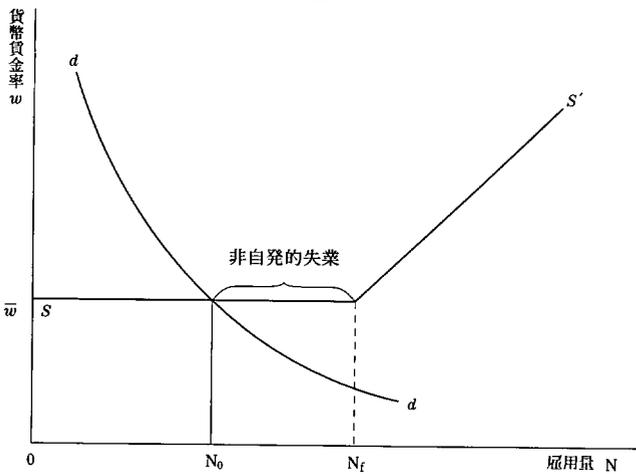
第二の批判は、そもそも労働者は、古典派の第二公準に示される行動をとることが可能であるのか否かに関わる。「もう一つのいっそう根本的な異議は、実質賃金の一般水準は賃金交渉の性質によって直接に決定されるといふ想定に陥っている。なぜなら、労働者全体が貨幣賃金の一般水準を賃金財によって測った値を、現行雇用量の限界不効用と一致させるいかなる方法もありえないからである<sup>(34)</sup>」。ここで、ケインズは、貨幣賃金を賃金財で測った実質賃金と余暇・労働時間との選択行動を労働者がとることはそもそも不可能であると説く。なぜなら、実質賃金は、貨幣賃金と賃金財価格によって決定されるが、労働市場で決定されるのは貨幣賃金と雇用量であって、賃金財価格は物価問題である以上、労働市場の枠外のメカニズムによって決定されるものであり、従って実質賃金の決定をめぐる、売り手と買い手の交渉 (bargain, negotiation) なる事態はありえないからである。これが、ケインズの古典派第二公準に対する第二の批判である。

ケインズ自身は、労働供給を実質賃金の関数としてではなく、貨幣賃金の関数と捉えた。その上でケインズは、所与、あるいは現行貨幣賃金の下で、労働供給は完全雇用に至るまでは弾力的であり、他方の労働需要が完全雇用に及ばない場合、非自発的失業（図1の  $N_1 - N_0$ ）が発生する、と主張したのである。非自発的失業が発生している状況においては、この場合、労働者全体としての話であるが、労働者は自己の選択行動としての効用最化を追求しえないこと、つまり「収入の効用」と「労働の不効用」、あるいは余暇犠牲としての不効用との差としての余剰快樂の極大化を追求しえないことを意味する。<sup>(35)</sup>

さらに言えば、ケインズ自身は、古典派（新古典派）の労働需要曲線導出の論理（古典派の第一公準）を是認し、企業者の利潤極大化行動仮説をそのまま受け入れた。<sup>(36)</sup>つまり、限界生産力逓減法則を満たすと仮定された生産関数の下で、限界収入と限界費用の一致を条件とする企業の利潤極大化行動、およびその行動仮説から導出される古典派（新古典派）の資本需要曲線、生産物供給曲線、および労働需要曲線を妥当なものとした。しかし、この「利潤極大化行動仮説」についてもまた、現実の企業行動による反証を受けざるをえない。企業経営者が雇用量を決める際、決め手とするのは製品の売れ行きであり、その予想であって、限界収入  $\ll$  限界費用ではない。また、企業は、仮に販売・供給量一定の下であっても、より一層の利潤拡大を計るため、合理化による雇用削減、コスト削減を絶えず求め、実施する。この場合、限界収入一定の下で、合理化による限界費用低下によって限界収入  $\vee$  限界費用となる事態が確実に発生する。その場合であっても、企業は、販売計画に変化がなければ、雇用を拡大し、売れる当てもない商品の供給量、生産量を拡大するという行動をとらない。

いずれにせよ、古典派（新古典派）市場モデルを構成する需要曲線なり供給曲線が現実的妥当性を持たないとなれば、その市場モデルは崩壊し、その結果表現としてのパレート最適命題は根拠を失う。その意味でケインズによる古

図 1



典派の資本市場論、および労働市場論批判は、パレート最適命題批判は、パレート最適命題批判として決定的に重要な意味を持つ。しかしまた、そのパレート最適命題批判という観点からした場合、ケインズによる古典派（新古典派）市場モデル批判は、道半ばといわざるをえない。古典派（新古典派）市場モデルは、モデル構成要素としての需要曲線、供給曲線導出論理

の問題に加え、各個人、各企業のプライス・テーカー行動を唯一絶対の前提とする市場モデルの組み立てにおいて致命的欠陥を抱える。先に指摘した新古典派市場モデルの枠組、設計概念に関わる、第二点目の現実的妥当性問題である。

新古典派の市場モデルは、今一度考察すれば、経済主体としての売り手と買い手の関係が、独立、かつ対等であるということを大前提として組み立てられたものであることがわかる。新古典派の市場モデルにあつては、売り手も買い手も、プライス・テーカーとして、つまり価格なり利率なり賃金率を所与として、他者の選択行動を考慮に入れるか否かに関わりなく、他者の干渉なしに、唯一、自己判断に基づき、各自経済的利益最大化行動を展開する、具体的には需要量なり供給量を決定するものとして、売り手、買い手は互いに「独立」した存在をなす。また、そうした互いに独立した存在として、各自、経済合理的選択行動を展開しうるものとして、売り手と買い手は互いに「対等」な関係にある。換言すれば、独立かつ対等

性の下で組み上げられた新古典派モデルにあっては、例えば賃金率の決定をめぐる売り手（労働者）と買い手（資本）との直接的交渉・対抗関係、ゼロ・サム関係を伴う競争関係（非独立性）、さらにはその対抗、競争関係と前提として発生しうる力の優劣関係、支配と被支配の関係（非対等性）はいっさい捨象され、存在しない。R・ウルフとS・レズニックは、新古典派市場モデルが、個人の嗜好（選好）、既知の生産技術（限界生産力逓減を満たす生産関数）、資源賦存、これら三つの概念を切口として、それら三概念の演繹的展開によって組み立てられていることを明快に示す<sup>(37)</sup>。その演繹的展開の際に前提とされるのが、実は、この独立かつ対等の仮定である。新古典派モデルの基本的特徴、根本的主張は、むしろこの独立、対等性概念にある。

翻って言えば、各経済主体は互いに独立した対等な関係にあるとするこの新古典派モデルの基本性格は、プライス・テーカー行動を前提として個別需要曲線、あるいは個別供給曲線を導出し、その上でそれらをそれぞれ集計して市場の需要曲線なり供給曲線を求め、最後に両者を合成するという、市場モデル構築の方法に由来する。新古典派は、生産物市場にせよ、資本市場にせよ、そして労働市場にせよ、いずれについても市場分析の出発点として、プライス・テーカー行動を前提とし、売り手、買い手の合理的選択行動からそれぞれ個別に個別供給曲線、および個別需要曲線を導出する。従って、この個別供給曲線なり、個別需要曲線の論理次元、土俵においては、モデルの設定上、売り手と買い手の間の交渉・対抗、その対立の先に問題となる、力の優劣格差関係としての支配・被支配関係は、最初から問題となりえず、捨象されざるをえない。そうした事実上の捨象操作の上で、この個別供給曲線、個別需要曲線の単純集計、合成操作により市場モデルを組み立てるとすれば、当該市場モデルは、当然のこと、互いに他者に干渉されることなく、自己判断に基づき自己利益を追求する独立かつ対等な個人、企業からなる世界となる。

しかし、すべてがこの独立かつ対等なミクロの関係から構成されるとする市場世界は、現実の市場経済とは無縁の

架空の世界でしかない。新古典派市場モデルは、モデル構築の出発点、モデル設計の前提に致命的欠陥を抱える。具體的に、第一に、プライス・テーカー行動を唯一の前提として個別供給曲線、個別需要曲線をそれぞれ別個に導出し、その上で各曲線の集計、そして合成操作によって市場モデルを構築すれば、市場メカニズムの基本要素、機能をなす、価格（利子率、賃金率）決定をめぐる、売り手と買い手間の依存と対抗の関係、つまり競争関係は市場モデルから完全に抜け落ちる。しかし、現実の市場にあっては、個々の売り手、買い手は、一方でプライス・テーカーとして、時々与えられた価格をシグナルとして需要、供給を調整、決定すると同時に、他方でプライス・テーカーとしてではなく、当該市場の価格決定に直接関わる。売り手と買い手が直接向き合うことなくして、一体誰が価格を決定するといえるであろうか。価格は、賃金率も含め、売り手と買い手の直接的対抗、競争を通して決定される。この競争世界にあっては、売り手、および買い手の独立性は成立しない。価格決定をめぐる競争は、互いに相手に干渉し合う、しかもゼロ・サムでの優劣関係を伴う、力のぶつかり合いの場であり、相手の干渉抜きに自己選択決定を行うという世界ではない。この価格決定に関わる競争関係を捨象して市場を論じることができない。

この価格決定をめぐる競争は、より正確に言えば、売り手間、買い手間、売り手と買い手間の三面にわたる競争からなる。学説史的には、この三面的競争は、J・スチュアート、A・スミス、D・リカード、J・S・ミルに遡る<sup>39</sup>。マルクスもまた彼らの議論を踏襲する。「供給と需要とでは、供給は一定の商品種類の売り手または生産の総計に等しく、需要は同じ商品種類の買い手または消費者（個人的または生産的）の総計に等しい。……しかも、この二つの総計は、それぞれ一体として、集合力として、互いに作用し合う。……競争ではさしあたり弱いほうの側、それは同時に、そこでは個人が自分の競争仲間の集団から独立に、またしばしばその集団にたいして正反対に作用しており、またまさにそうすることによって相互の依存を感知するようになる側であるが、強いほうの側は、いつでも、多かれ

少なかれ、まとまった一体として相手方に対抗するのである。この特定の種類にとって需要が供給よりも大きければ、ある買い手が—ある限界のなかで—他の買い手よりも高い値をつけ、……他方では売り手たちは共同して高い市場価格で売ろうとする。これとは反対に供給のほうが需要よりも大きければ、ある一人がいつそう安く売りとはすことを始め、……他方、買い手たちは共同して市場価格を……引き下げようとする」(Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 25, *Das Kapital*, Dritter Band, Buch III, Institute für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, 1964, S. 203-204. 大月書店版訳、『資本論』第三巻、一九六八年、二四三—二四四頁)。みられるように、市場において、売り手は安値で売ろうと互いに、また買い手は高値で買おうと互いに競争し合い、最後にそうした売り手と買い手が集合力として相互にぶつかり合う。こうした売り手と買い手間での相互依存的、かつ対抗的競争を通して市場価格が決定されるのである。

ちなみに、新古典派経済学がその基礎とするし・ワルラス自身は、マルクスと同様、市場価格の決定を三面的競争によって説明する。「交換者は、買手としては互いにより、高く、需要しようとし、売手としては互いにより、安く、供給しようとする。これらのせり合いから、あるいは上向きのあるいは下向きのあるいは静止する、商品の交換価値が生れぬ」(Léon Walras, *Éléments d'économie politique pure ou Théorie de la richesse sociale*, Paris et Lausanne, 1926, p. 44. 久武雅夫訳『純粹経済学要論』岩波書店、一九八三年、四四頁)。各経済主体はプライス・テーカーとして互いに独立した存在であることを前提に、市場モデルを組み上げれば、売り手と買い手間の相互依存と対抗を内実とするこの三面的競争は、当該市場モデルから完全に抜け落ちることになる。

第二に、プライス・テーカーの仮定を演繹的展開の出発点に据え、経済主体の選択行動からそれぞれの個別需要曲線、および個別供給曲線を導出し、それらの集計、合成操作により市場モデルを作り上げるとすれば、非独立的関係

としての、相互依存と対抗関係からなる価格決定競争がモデルから捨象されるに留まらず、経済主体間の非対等的関係、つまり支配と被支配の、力の優劣を伴う権力関係は、モデルから確実に脱落せざるをえない。価格決定に関わる三面的競争は、力の相互ぶつかり合い、力の相対バランス問題であり、その都度、力の優劣を伴う。その「力の優劣」が長期に固定されている状態が、「支配と被支配」の関係である。前者は後者の結果であり、また前者は新たな後者の関係を作り出す。従って、価格決定をめぐる競争が市場モデルから捨象されれば、その競争の一具体化としての非対等な権力関係もまた当然モデルの枠外に追い出されることになる。

しかし、現実の労働市場における企業と労働者の関係は、独立でも対等な関係でもない。次節の議論を先取りして言えば、賃金率（その他の労働条件も含め）の決定をめぐる労資の関係は、けっして対等な関係ではなく、力の優劣・権力関係を伴う。賃金率は、労働市場のみならず、内部労働市場と呼ばれる企業内部での労資関係を介して決定される。この両市場における労資関係は、根本的には私有財産制に由来することであるが、対等なものではない。非対等な、支配と被支配の階級関係である。分配決定は、階級間の権力関係の問題であり、独立とか対等という土俵で論じることができない。

経済主体相互の関係を独立かつ対等なものとして市場モデルを構成すれば、パレート最適の成立はきわめて当然のこととなる。この新古典派の市場世界にあっては、各経済主体は、独立した存在として、他者の干渉や権力行使を受けることなく、自己の経済合理的判断に基づき、独自に選択決定を行う。市場においては、そうした独立した主体として、経済主体は互いに対等な関係にある。そうした独立かつ対等な関係を前提とした選択行動の下で、売り手と買い手の選択が一致しない場合には、価格機構によって与えられる新たな価格条件を受け、各経済主体は選択行動の修正、新たな選択決定を行う。こうした選択修正は、各経済主体の合理的選択行動を阻害、否定することなく、その保

障の下でなされる。とすれば、市場調整による売り手と買い手の選択の一致、均衡の実現により、その一致点において、売り手、買い手、すべての経済主体が自己利益の最大化を実現するのは自明のこととなる。言い換えれば、パレート最適は、各経済主体が独立かつ対等なものとして行動すると仮定された市場モデルでの話にすぎない。

しかし、現実の市場経済は、独立かつ対等な関係が支配する世界ではない。逆である。各経済主体は、プライス・テーカーとして行動すると同時に、他面では、価格、従って所得分配の決定をめぐって対立し、ぶつかり合う。また、労資間での分配決定には、交渉力、競争力の優劣、支配と被支配の権力関係を伴う。現実の市場経済は、非独立を基本とし、非対等な階級関係から成り立つ。<sup>(4)</sup>パレート最適は、現実の市場経済から非独立的関係、および非対等な関係、これらの要素をいっさい捨象し、すべての経済主体が、独立かつ対等な関係にあると仮定された架空の世界、この新古典派市場モデルでのみ成立する概念でしかない。非独立、非対等性が支配する現実の市場経済にあっては、パレート最適命題はその根拠を失う。

かくて「市場万能論」の詭弁性が明らかとなる。「市場万能論」は、新古典派市場モデルの結論である、市場の均衡命題、および均衡のパレート効率性命題、これら二命題の成立を根拠とするものであった。しかし、これら二命題は、一方では市場の不均衡化、他方では経済主体間の非独立、非対等な関係、これら市場経済が孕む根本的問題、特質が理論的操作によってあらかじめいっさい除外された、机上の市場モデル世界で成立するにすぎない。現実の市場経済は、均衡化と同時に不均衡化を本質とし、また非独立、非対等な関係が支配する。この現実世界にあっては、「市場万能論」が拠って立つ二命題は成立しない。架空の市場世界を設定して二命題を打ち立て、それを根拠に市場経済全面賛美の立場から、規制廃止、福祉国家の解体、グローバルな自由市場の実現を至上命題とする「市場万能論」は詭弁である。

## 四 分配決定と資本の優位

新自由主義、およびその理論的支柱をなす新古典派「市場万能論」がその根拠とする、一般均衡論の二命題、「市場の均衡」命題、および「パレート最適」命題に対し、すでに前者に対しては、新古典派命題が不均衡化メカニズムの捨象の上に成り立つものであることを批判し、「均衡化と不均衡化の二重性」命題を対置した。本節の課題は、「市場万能論」が依拠するもう一方のパレート最適命題に対し、そのオルターナティブとしての階級ビジョンを提示することにある。パレート最適は、突き詰めて言えば、各経済主体が、独立かつ対等に行動するとの仮定の上に築かれた、架空の市場モデルでのみ成立する命題にすぎなかった。現実の市場経済にあっては、新古典派がモデルの基本前提に置く、独立、および対等の仮定とは逆に、分配をめぐる労資間の対抗・利害対立、そこでの力の優劣、支配・被支配関係が軸となり、常態をなす。問題は、資本主義経済にあっては、なぜ分配をめぐる労資間階級対抗において、資本の側が支配的優位に立つのか、その根拠である。階級ビジョンの核心もこの点にある。

今日、主要先進諸国において、雇用人所得と法人企業所得は、国民所得の主要構成要素をなし、その八割前後を占める。その労賃と利潤の分配対立において、資本サイドが優位に立つ根拠は何か。われわれは、資本主義経済分析の基礎を築いたA・スミス、K・マルクスに議論の出発点を求めることができる。

A・スミスは、『国富論』<sup>(41)</sup>第八章「労働の賃金について」の冒頭部分において、「土地の占有と資財の蓄積との双方に先行する事物の本源的な状態 (the original state of things)」<sup>(42)</sup>すなわち生産手段と労働者の分離が未だ存在しない場合には、「労働がついやされることによって原料に付加される価値」<sup>(43)</sup>は、すべて労働者に帰属する。しかし、一

且、生産手段の非労働者による私有化が発生し、階級社会が形成されると、労働支出によって生み出される付加価値は、「資財の利潤と労働の賃金」への分解が不可避となることをまず確認する。

この利潤と賃金は付加価値を共通の源泉とするとの認識により、利潤と賃金とのゼロ・サム的利益相反関係の規定が可能となる。「労働のふつうの賃金がどうなっているかということは、どのようなところでも、その利害関係を決って同じくしない両当事者間に通常むすばれる契約に依存する。職人たちはできるだけ多くを獲得したが、親方たちはできるだけ少なくあたえたが」<sup>(4)</sup>。このように、投下労働価値説によって付加価値という枠が与えられ、その下で賃金が決まれば、その残余として利潤が決まる。逆もまた真である。その意味で賃金決定は、職人⇨労働者と親方⇨経営者との間の利害対立を伴う。この分配決定をめぐる利害対立の把握は、階級モデル構築のスタートラインを形成するものとして決定的に重要な意味を持つ。なお、新古典派市場モデルにおける独立、対等な経済主体の仮定は、各種所得源泉論としての付加価値論の欠如の上に成り立つのである。

A・スミスは、賃金決定をめぐるこの労資の利害対立について、「通例の場合 (on all ordinary occasions)」「両当事者のどちらが必ず有利な地歩を占めるか、つまりどちらが必ず他を強制して自分たちの条件に服従させるか、ということを見するのは困難ではない」として、親方、つまり経営サイドの優位を指摘する。分配決定におけるイニシアティブ、支配権の資本サイドによる掌握である。では、なぜ資本は労資間での分配決定において優位に立つのか。スミスは、その根拠を三点にわたり指摘する。

「親方たちは、その数がよりすくなくないから、はるかにたやすく団結できるし、そのうえ法律は、親方たちの団結を権威づけ、否すくなくともこれを禁止してないのに、職人たちの団結を禁止しているのである。……すべての争議 (disputes) のばあい、親方たちははるかに長期間もちこたえることができる。……多くの職人は、仕事がなければ、

一週間とは生存できぬであろうし、一ヶ月生存できる者は少数で、一ヶ月生存できる者などほとんどまったくなかろう。<sup>(46)</sup>ここでスミスは、分配対立における資本サイド優位の根拠として、(一)資本サイドでの賃金引き下げを目的とする団結の容易さ、(二)資本サイドに有利に働く法律の存在、そして(三)労資紛争が生じた場合の持久力、貯えの差、以上三点を指摘する。

これらスミスの指摘する三つの根拠について敷衍すれば、第一の経営サイドでの団結の容易さとは、労働市場における賃金率決定をめぐる三面的競争について、その一般的特徴を指摘したものである。「通例すべてのばあい」、売り手(労働者)サイドが多数であるのに対し、買い手(資本)サイドは少数であるため結束が容易であり、この結束は、足並みがそろわない売り手陣営に対し、買い手陣営を優位化する。従ってまた、この労働市場の一般的特徴にもかかわらず、労働市場の需給状況に変化が生じ、労働に対する超過需要が発生するといった状況が発生すれば、この経営サイドの団結にはころびが生じ、労働サイドに対する優位性にも変化が生じることになる。後述するように、スミスは、進歩しつつある国々ではこうした事態が生じると考えた。<sup>(47)</sup>

経営サイドの優位性の第二の根拠として指摘された法律は、国家の政策、法律そのものである。スミスが職人たちに対する団結禁止法令を挙げ、その意味を正しく認識したように、国家の労働政策、労働法令は、分配をめぐる労資の対抗、競争に少なからぬ影響を与える。第三の根拠とされる労資紛争に際しての耐久力の有無、要するに資力格差は、私有財産制に由来するものであり、「土地」と「資財」、これら生産手段が労働主体から分離され、私有財産として経営サイドに「占有」、「蓄積」されることになれば、労働者サイドは、職場を離れて「一週間とは生存できない」ことになる。

このように、スミスは、資本主義経済における利潤、賃金決定を付加価値配分をめぐる対立関係として押さえ、こ

の分配対立における資本の優位を「労働市場の競争構造」、「国家の役割」、「私有財産制」の三点から説くのである。このスミスによる階級ビジョン、基本的階級分析は、その後、D・リカードを経て、K・マルクスによる階級論の基礎となる。

A・スミスが資本主義を階級社会と押さえ、その階級区分発生を非労働主体による生産手段の私有化としての私有財産制に求めたことは、市場経済分析の先駆者、スミスの洞察力の鋭さを示すものであり、K・マルクスは、このスミスの階級規定をそのまま受継ぐ。「資本は、生産手段や生活手段の所持者が市場で自分の労働力の売り手としての自由な労働者に出会うときにはじめて発生するのであり、そしてこの一つの歴史的な条件が一つの世界史を包括してゐるのである」(Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 23, *Das Kapital*, Erster Band, Buch I, Dietz Verlag, 1962 [以下KIと略], S. 184. 訳『資本論』第一巻、一九六八年、二二三頁)。このように、マルクスもまた、スミスと同様、「生産手段や生活手段」、つまりスミスの言う「資材(stock)」の私有化とその非所有化の關係として、資本と労働の階級区分を把握する。生産手段、生活手段を所有しない労働者は、「自分の生きている肉体のうちだけに存在する自分の労働力そのものを商品として売り出さなければならない」(KI, S. 183. 訳二二頁)と同時に、自分の労働力の自由な処分者として、この二重の意味で自由な労働者となる。なお、階級規定を論じた先のマルクスからの引用において、スミスが繰り返し指摘した「土地の占有」条件が欠けるが、それは、当該引用部分での階級規定が、産業資本と労働に関するものだからである。産業資本の分析に際しては、土地の私有化に伴う、土地という生産手段からの労働主体の分離は前提とされる。

その上で、マルクスは、分配対立における資本優位の根拠としてスミスが指摘した「私有財産制」と「労働市場における競争構造」の二論点について、新たな独自の考察をつけ加える。

第一は、経営権論としての私有財産論の展開である。生産手段が非労働主体によって私有化されれば、「労働者は資本家の監督のもとに労働し、彼の労働はこの資本家に属」(K1. S. 199. 訳二四三頁)すことになる。これは、私有財産制がもたらす労働過程の変容であり、「資本のもとへの労働の形成的包摂」(K1. S. 533. 訳六六一頁)、つまり経営権の発生である。今日の法人資本主義においては、会社の資産は法人に属し、経営者は、その法人資産の所有者ではない。つまり、所有資本家ではない。しかし、経営者は、法人資産の管理、運用を代表する者として、つまり機能資本家として、労働者に対し経営権、指揮権を行使することに变りはない。

この経営権限は、資本主義下の物質的生産力の飛躍的拡大を支える新たな生産方法、生産技術の導入、変革とともに、質的展開を遂げることになる。マルクスの言う「資本のもとへの労働の実質的包摂」(*ibid.*)の発生である。私有財産論点に関わるマルクスの独自の考察は、この実質的包摂論にあり、次の引用文はその結論である。

「部分労働者たちにたいして、物質的生産過程の精神的な諸能力を、他人の所有として、また彼らを支配する権力として、対立させるといふことは、マニユファクチュア的分業の一産物である。この分離過程は、個々の労働者たちにたいして資本家が社会的労働体の統一性と意志とを代表している単純な協業に始まる。この過程は、労働者を不具にして部分労働者にしてしまうマニユファクチュアにおいて発展する。この過程は、科学を独立の生産能力として労働から切り離しそれに資本への奉仕を押しつける大工業において完了する」(K1. S. 382. 訳四七三―四七四頁)。ここで言及される協業、分業、機械制大工業は、資本主義経済において飛躍の上昇を遂げた物質的生産力を支える生産方法、生産技術の三要素を形成する。もっとも、マルクスの時代の機械制大工業は、今日では、コンピュータ制御システムを伴ったオートメーション生産、そして単一の工場管理の枠を超えた複数の工場、企業管理、しかもリアルタイムでの管理を可能とするネットワーク型生産管理として一層の展開を遂げる。この点はさておき、マルクスは、

これら協業、分業、機械制大工場の導入が、単なる生産力上昇に留まらず、資本と労働との関係の変化、具体的には経営権限の強化をもたらすと結論する。なぜなら、協業、および分業について言えば、両生産方法においては、生産の全体の連関と流れを統一的に掌握し、計画性を持って管理する指揮機能、中央指令機能がそれらの生産力発揮の要となる。この指揮機能は、経営権の構成要素として、資本サイドが掌握することになり、そのことによって資本サイドは、「社会的労働体の統一性と意志とを代表」するものとして、労働者に対する優位性、支配力を高める。他方、労働サイドは、個々人それ自体では社会的生産力を発揮しえない、部分労働者となり、そうした生産力基盤の喪失とともに資本に対する交渉力は、確実に色あせるからである。

機械制大工業の場合には、機械・機械体系（現代のコンピュータ自動制御体系、ネットワーク管理も含め）に対象化された科学技術、この新たな物質的生産諸力の資本による掌握が、労働に対する資本の支配力、経営権限を高めることになる。「個人的な無内容にされた機械労働者の細部の技能などは」、「資本の権力」を「形成している科学や巨大な自然力や社会的集団労働の前では、とるにも足りない小事として消えてしまう」（K.I. S. 446. 訳五五三頁）からである。

協業、分業、機械制大工業、これらの生産方法が物質的生産性を大きく高める一方、それらの新たな生産諸力が、私有財産制から派生する経営権を介して資本の力として現われ、労働に対する資本の優位を高める。このマルクスの「実質的包摂」論に、私有財産制論としての階級分析の新たな展開を見ることが出来る。

マルクスは、第二に、「労働市場の競争構造」の論点につき、新たな展開を行い、そこでの資本の階級的優位の確立を論証する。すでに示したように、スマイスは、労働市場においては、労働者が多数であるのに対し、経営サイドは比較的少数であるため「団結」が容易であり、その協調により経営サイドは、賃金率決定において、労働サイドに対

し「有利な地歩を占める」(以上 Smith, *op. cit.*, p. 68, p. 70. 訳一六〇頁、一六四頁)と、労働市場の競争構造の一般的特点を把握する。この場合、労働者家族の再生産費をまかなう「最低の率」(*Ibid.*, p. 70. 訳一六四頁)での賃金が成立する。しかし、その上で、スミスは、国富の「不断の増加」(*Ibid.*, p. 71. 訳一六六頁)が実現される進歩しつつある国にあっては、賃金はこの「最低の率」を上回って上昇し、労働者にもいくばくかの余裕を実現するとして「一般的特点」の修正を論ずる。市場経済の発展に伴う富裕の一般化である。しかし、その最低率を上回る賃金上昇の根拠は何か。上昇を解く鍵は、国富の「不断の増大」、つまり年々の「収入や資材の増加」(*Ibid.*, 訳一六五頁)にある。年々の所得の増加、資本蓄積は、召使とともに「賃金によって生活する人々に対する需要」(*Ibid.*)を拡大し、そのことが労働市場に超過需要の状況をもたらす。この状況下において、経営者サイドの「賃金をひきあげまいとする……団結」(*Ibid.*, p. 70. 訳一六四頁)は崩れ、経営サイドの優位性にはころびが生まれるからである。

スミスのこの進歩しつつある国における富裕の一般化論は、その後の資本主義経済の展開を踏まえて評価すれば、資本蓄積と労働市場の関係の半面を捉えたものに過ぎない。スミス以後、資本主義の発展に伴う失業、貧困問題の発生を前にして、マルクスは、スミスの単純な労働市場逼迫論を批判し、資本蓄積に伴う相対的過剰人口(産業予備軍)の形成により、資本に有利な労働市場の競争構造がむしろ一般的ケースとして成立すると論じる。スミスは、マニファクチュア時代の経済学者であったが故に、資本蓄積と労働需要とをストレートに結びつけたのであるが、機械制大工業時代のマルクスは、J・バートンによるスミス批判、リカード機械論を受け入れる。そして、ラッダイト運動の契機となった機械による人間の代替、労働の合理化、そのことによる失業発生、このことが、労働市場の競争構造把握にとって不可欠であると考えたのである。

資本蓄積は、一方でスミスが指摘したように労働需要を増やす。しかし、同時に他方で、資本蓄積は、機械による

労働の代替、合理化を伴う。合理化による人件費削減は、即利益増大に結びつくからである。この機械による労働の代替により、資本蓄積に伴う労働需要の増加にブレイキがかけられ、逡減的率での労働需要の増加となる。こうした資本蓄積にビルト・インされた労働需要抑制効果により、労働供給がいかなる率で推移しようと、資本は、労働需要の伸びを労働供給の枠内に押さえ込むことが可能となる。資本蓄積に伴う失業の発生である。さらにこの失業の存在は、現役労働者の労働時間の延長、労働密度の上昇という形で、労働供給の外延的、内包的増大を強制する。産業予備軍効果である。「一方で資本の蓄積が労働にたいする需要をふやすとき、他方ではその蓄積が労働者の『遊離』によって労働者の供給をふやすのであり、同時に失業者の圧力は就業者により多くの労働を流動させることを強制して或る程度まで労働の供給を労働者の供給から独立させるのである」(Kl. S. 669. 訳八三三—八三四頁)。

このように、資本蓄積は、一方で労働需要の増加要因となると同時に、他方で合理化による失業形成、および産業予備軍効果により、利用可能な労働の供給を拡大する。その意味で、労働需要と労働供給とは、それぞれ別個の法則によって支配された独立変数<sup>(8)</sup>ではなく、ともに資本蓄積の従属変数をなす。その下で、資本は、「産業循環の局面変転に対応する産業予備軍の膨張・収縮」(Kl. S. 666. 訳八三〇頁)、つまり失業率変動という形で、労働市場を絶えず自己に有利な状況下に置く。この失業の存在は、賃金率決定に関わる三面的競争において、労働の売り手陣営にとつては重石として作用し、買い手陣営の優位を確固たるものとする。資本蓄積による失業の創出をテコとする「資本の専制」(Kl. S. 669. 訳八三四頁)の実現である。

以上確認された、スミスによってその基礎が与えられ、マルクスによって展開された階級論、つまり分配における労資対立とそこでの資本の基本的優位論は、いわば産業資本主義段階における、資本一般の支配権限を示したものと見える。今日、産業資本主義に続く、その展開としての独占資本主義段階において、資本は、独占資本として新たな

支配権限、労働に対する階級的優位を獲得する。

資本蓄積は、一方では集積プロセスとして、他方では合併・吸収による集中プロセスとして二様のプロセスを辿る。この集積、集中は、一方で各市場における最低必要資本規模を拡大し、他方で市場集中度を高める。産業構造の要所をなすリーディング・インダストリーにあつては、企業間の激しい競争に強制された、この集積、集中の進展に伴い、資本は独占に転化する。今日、主要資本主義国の主要産業においては、少数の巨大企業が市場シェアの大半を支配する。独占的市場構造の形成であり、独占の成立である。この市場集中度の上昇を契機とする独占的市場構造の形成は、そうした少数巨大資本の、マクロ経済的に見た経済力の集中度、一般集中度の上昇を伴う。独占資本の支配権限は、この高められた市場集中度、および一般集中度に基づく。

独占資本が新たに獲得するその階級的優位の第一は、独占の経営規模それ自体の巨大性に由来する。経営規模の巨大化は、程度の差はあれ、ヒエラルキー型組織管理を伴う。ヒエラルキー型組織管理の下では、経営権限の行使は、複数の組織部門、管理職への分散化が計られる一方、そうした分散化された経営権限は、ヒエラルキー組織頂点へ集約され、組織としての巨大な経営権が成立する。そうした巨大化された資本の経営権限に対し、組織の底辺に位置する労働者は、その部分機能化が一層進展し、そのことに伴い経営権限に対する対抗力の極小化が進む。なお、この少数巨大資本への経営権の集中、すなわち特定経営権の行使対象の広がりは、地理的、空間的広がりを伴う。少数独占資本への経営権の集中により、労働を含む地域経済は、その管理下に入る。それは、それまで地域経済の自立性を支えていた域内経済循環の崩壊を意味する。かつての自立した地域経済は、独占資本の運動内に取り込まれ、吸収され、その歯車の一部と化する。独占の形成、独占資本の規模拡大は、こうした地域経済の一部巨大資本への包摂を伴う。

独占資本の階級的優位の第二の根拠は、その価格支配力である。独占は、原材料、部品の購入者としてその価格支

配力を行使する場合、それは需要独占として機能し、他方製品の売り手としてその価格支配力を行使する場合、それは供給独占として機能する。供給独占の場合、独占は協調して販売価格のつり上げを計る。一例が政府発注への入札に際しての談合カルテルである。しかし、自分の懐を痛めるわけではない官庁、自治体が取引相手ならまだしも、民間を相手にする場合、リーディング・インダストリーを握るとはいえ、価格カルテル・協調によって価格つり上げが容易であるとは限らない。そのような場合、生産性上昇による費用低下を利用した価格つり上げが効果を發揮する。

実際、インフレ率がマイルド、あるいはデフレ傾向にある場合、独占企業は、生産性上昇による費用低下を利用し、価格を維持する、あるいは価格引下げを費用低下の一部に留めるという形で価格つり上げを計る。競争市場であれば、企業間競争圧力により、費用低下に対応した価格低下が生じることは言うまでもない。この費用低下を利用した協調的価格つり上げは、価格のつり上げによる相対価格の変化が引き起す需要の漏出、いわゆる所得効果、代替効果による需要の減少に対し、有効にその防止効果を發揮する。この供給独占が消費財を販売する場合、確かに、独占が対峙するのは、それが雇うところの労働者そのものではなく、消費者である。だが、この場合、独占資本は、価格つり上げによる実質賃金の切下げという形で、賃金支払の一部を消費財市場を介して絶えず取りもどすことになる。<sup>(49)</sup>

しかし、独占企業間において販売競争が激しい場合、価格カルテルの形成は困難となる。この場合、買い手独占としての価格支配力の行使が意味を持つことになる。その典型が下請企業に対する支配である。独占資本としての親企業は、非独占資本としての下請企業に対し、納入部品単価、納期の決定、および部品の品質保証請求において、決定的に優位に立つ。なぜなら、これら取引条件の決定をめぐる三面的競争において、買い手としての親企業は、しかもそれは数社であるのに対し、売り手としての下請企業は、潜在的競争者も含め、多数の企業が競争し合い、しかもそのことに加え、各下請企業は販路の大半を限られた少数特定の親企業に依存するからである。<sup>(50)</sup> こうした独占的市場構

造に基づく、親企業による下請企業支配は、親企業優位の付加価値配分、つまり下請企業から親企業への付加価値の部分的シフトを引き起す。この親企業優位の付加価値配分は、下請企業の実現利潤を圧縮すると同時に、下請企業における賃金支払い能力を狭め、賃金に対する下方圧力となる。このように、親企業は、下請支配を介して、下請企業の利潤配分のみならず、下請企業労働者の賃金分配に対してもその経営権を行使する。この親企業、独占資本と下請企業労働者の分配関係として問題を把えた場合、下請企業労働者にとっては下請関係を所与のものとして受入れざるをえない一方、独占資本は、その下請関係を労働条件設定のテコとして利用しうるが故に、独占資本は、下請企業労働者に対し階級的優位に立つのである。

独占資本の階級的優位の第三の根拠は、独占資本による国家権力の掌握である。スミスの議論においても、国家は、団結禁止法等、立法措置を通して、労資間の分配決定に影響を及ぼすことが示された。今日においても、国家は、立法、政策決定を介し、また財政運営を介し、労資間の分配決定に、間接、直接に関わることに変わりはない。しかし、第一に、政府の財政活動の面で、政府の経済全体に占める比重は、スミス、マルクスの時代とは大きく異なる。社会保険会計を含めた中央、および地方政府予算の対国民所得比率は、アメリカで約四割、フランスでは約七割に達する。この政府の財政規模の現実により、独占資本にとって国家の政策決定への関与は不可避となる。それゆえ第二に、今日、階級対抗における国家の役割は、資本一般と労働との関係ではなく、独占資本と労働との関係としてまず把握されなければならない。

市場集中、および一般集中の上昇に基づく独占形成は、以下の二点において、独占資本による国家機能の取込みを可能とする。一つは、有力企業数の限定化であり、このことによって、国家機能の担い手である政治家（政権党）、官僚との恒常的接触が可能となる。市場集中は、リーディング・インダストリーに君臨する企業数を少数に絞り込み、

業界組織、財界組織の形成を容易とし、そのことによって一致団結した対政府交渉、関係維持を可能とする。二つは、市場集中、一般集中、両集中度の上昇による少数独占企業への富、経済力の集中であり、この経済力の集中は、巨額の政治献金を介して、政・官の独占資本への取込みを現実化する。政・官・財癒着の成立である。<sup>(51)(52)</sup>

われわれの階級ビジョンにおいては、分配決定をめぐる労資の関係は、独立、対等ではなく、資本サイドが基本的に優位ポジションを占める。その上での話であるが、この労資間での支配、被支配の関係における資本サイドの優位性の程度、支配力の程度は、当然、他方の労働サイドの対抗力にも依存する。従って、労働サイドが組合組織を結成し、かつそれが経営権に食い込むだけの組織力を発揮すれば、あるいは独占資本による地域支配に対する、地域コミュニティの力が確固としたものであれば、独占資本の労働、および地域に対する支配の優位性は、その分、減ぜられざるをえない。しかし、この力関係の方向とは逆に、独占資本による政・官の取込み、政・官・財癒着が強固であればある程、日本の公共事業に端的に示される如く、独占資本による政府予算への食い込みが進む。また、対労働政策・立法を介した、独占資本の階級的優位化が進む。

スミスの時代と異なり、今日、法律は労働者の団結を権利として認める。しかし、今日であっても、経営サイドは、職場における組合結成に対し様々に介入し、またそうした経営サイドによる団結権侵害に対する規制は、多くの抜け穴を残す。また、近年、独占資本は、グローバル競争に勝ち残るべく、労働諸規制緩和のイニシアティブを握り、その政策実現化を進める。裁量労働制の導入、有期雇用契約、派遣労働の合法化が次々と進展する。こうした労働規制の緩和、廃止は、労働者に対する法的保護を取り払い、労働者間の分断化を進め、経営サイドの立場を確実に有利化する。しかも、これら労働規制の緩和、廃止は、独占資本による政・官の取込みの一例にすぎない。独占資本が、労働者、非独占資本に対する階級的優位をどこまで確固としたものにするかは、単に労働行政分野に留まらず、司法、

教育行政、政・官・財による情報支配、ジャーナリズム規制、こうした社会管理に大きく依存する。こうした広範囲にわたる社会制度の国家権力による行政的管理が中央集権化され、政・官・財によるその社会制度管理が強固であればある程、それだけ政・官・財による労働者、国民支配は強固なものとなる。<sup>(53)</sup>

以上、われわれは、経済主体間の独立かつ対等な関係を軸とする新古典派市場モデル、その結論たるパレート最適命題に対し、労資間の分配をめぐる対抗、および支配と被支配の権力関係を軸とする階級ビジョンをオルターナティブとして提示した。外部労働市場にせよ、企業内部においてにせよ、利潤と賃金との付加価値配分は、労資の独立かつ対等な関係の下で決定、成立するのではない。資本主義経済にあって資本と労働が独立、対等であるとするのは幻想である。資本主義経済の基礎としての私有財産制に由来する資力格差、経営権の存在、失業形成をビルト・インする労働市場の競争構造、そして私有財産制維持装置としての国家の役割、これらの存在が労働に対する資本の分配上の優位を根拠づける。この労働に対する資本の基本的優位に加え、今日、独占資本は新たな階級的優位を獲得する。独占資本は、その価格支配力により、非独占資本、そこでの労働者に対しても分配決定のイニシアティブを握り、また資金力と組織力を用いた国家権力の取込みにより、その社会的支配権限を確固とする。

### むすび

最後に、階級ビジョンに立った場合、今日のグローバル資本主義分析の課題は何か、言い換えれば、資本主義のグローバル化段階を理解するための鍵は何か、この課題提起をもって本稿のむすびとする。

資本主義は、その発生以来、自由競争の時代を経て、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて独占資本主義段階に移

行し、そして、今日、グローバル資本主義の段階を迎える。主要先進資本主義国を中心に、各国において形成、発展を遂げてきた独占資本は、今や多国籍企業として、国内、国外の区別を乗り越え、グローバル市場をビジネスの場として、独占資本相互に競争と協調を展開する。今日のグローバル資本主義は、アメリカを初めとする、主要先進国における独占資本の多国籍企業化を出発点とし、その多国籍企業が相互の競争と連携を伴いながら、グローバル市場においてその存在を高める、独占資本主義の新たな段階である。グローバル資本主義においては、産業資本、金融資本に限らず、多国籍企業としての独占資本が市場のイニシアティブを握る。それゆえ、この多国籍企業を切口として、グローバル資本主義の本質に迫ることが求められる。

資本主義のグローバル化は、一方で、生産の規模拡大と効率性の向上により、巨大な経済的富の生産を可能なものとし、また実際に巨大な富の蓄積を実現してきた。しかし、同時に他方で、南北間のみならず、北側の先進諸国内部においても貧富の格差が拡大し、社会の分断化が進む。また、資本主義のグローバル展開の下で、利潤、投資収益といった市場価値、貨幣的価値の支配領域が加速的に拡大する一方、社会道徳、家族、美的・知的財産、こうした社会的価値が次々と失われている。物事の判断基準としての貨幣的価値の絶対化が進み、大量生産・大量消費の世界が拡大する一方で、地球環境、生態系の危機が進行する。市場価値領域の拡大は、自由市場の深化・拡大を伴い、その下で経済、社会の不安定化のエネルギーが高まる。これがグローバル資本主義の現実である。問題は、そうしたグローバル資本主義が直面する社会、人類・地球、そして市場経済それ自体の危機が、グローバル化の下で何故生じるのか、その原因、メカニズムである。

すでに言及したように、資本主義のグローバル展開のイニシアティブは多国籍企業が握る。それゆえ、グローバル資本主義の危機は、この多国籍企業の活動抜きには語りえない。多国籍企業の活動、行動、それを支える多国籍企業

のパワー、支配力は何に由来するのか、今日、このことが問われているのである。

- (1) Friedrich August von Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Volume 3: *The Political Order of a Free People*, Routledge & Kegan Paul, 1979, p. 41. 渡部茂訳『ハイエク全集10 法と立法と自由Ⅲ 自由人の政治的秩序』春秋社、一九八八年、六四一―六五頁。
- (2) 西山千明編『F・A・ハイエク「あすを語る」新自由主義とは何か』東京新聞出版局、一九七七年、一七四頁。
- (3) Hayek, *op. cit.*, p. 44. 訳六八頁。
- (4) *Ibid.*, p. 55. 訳八二頁。
- (5) *Ibid.*, p. 55. 訳八四頁。
- (6) M・フリードマンの規制緩和、裁量行政廃止の主張については以下の文献参照。Milton Friedman, *Capitalism and Freedom*, University of Chicago Press, 1962. 熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳『資本主義と自由』マグローヒル好学社、一九七五年。特に、第三章―第十一章。および、M. Friedman and R. D. Friedman, *Free To Choose: A Personal Statement*, Harcourt Brace Javonovich, 1979. 西山千明訳『選択の自由―自立社会への挑戦』日本経済新聞社、一九八〇年。特に、第七章―第八章。
- (7) 「負の所得税」制度とは、家族の大きさ、本人の年齢等を勘案して、最低限の必要基本金額に「控除」額を算出し、実際の所得がその「控除」額に達しなかった場合には、その額と実際の所得との差額分だけ政府から助成金を受けるというものである (M. Friedman and R. D. Friedman, *op. cit.*, pp. 120-121, 訳一九二―一九三頁)。
- (8) *Ibid.*, p. 115. 訳一八三頁。
- (9) M. Friedman, *op. cit.*, p. 99. 訳一一三頁。
- (10) M. Friedman and R. D. Friedman, *op. cit.*, p. 188. 訳三〇〇頁。
- (11) *Ibid.*, p. 161, pp. 164-165. 訳二五五頁、二六一―二六二頁。

- (12) Friedman, *op. cit.*, p. 99. 訳 113頁。
- (13) M. Friedman and R. D. Friedman, *op. cit.*, p. 184, p. 188. 訳 194頁、200頁。
- (14) *Ibid.*, p. 14. 訳 13頁。
- (15) *Ibid.*, p. 13. 訳 11頁。
- (16) Friedman, *op. cit.*, p. 13. 訳 14頁。
- (17) M. Friedman and R. D. Friedman, *op. cit.*, p. 18. 訳 20頁。
- (18) *Ibid.*, p. 22. 訳 25頁。
- (19) Hayek, *op. cit.*, Vol. 2, 1976, p. 70. 訳 101頁。
- (20) M. Friedman and R. D. Friedman, *op. cit.*, p. 24. 訳 28頁。
- (21) サッチャー政権、レーガン政権下の新自由主義政策については、以下の文献参照。Andrew Gamble, *The Free Economy and the Strong State: The Politics of Thatcherism*, Macmillan Education Ltd, 1988. 小笠原欣幸訳『自由経済と強き国家』みすめ書房、一九九〇年。Christopher Pierson, *Beyond The Welfare State?*, Basil Blackwell Ltd, 1991, Ch. 5. 田中規・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』未來社、一九九六年。第五章。John Gray, *False Dawn*, Granta Publications, 1998, Ch. 2. 石塚雅彦訳『ネローニスムとどう妄想』日本経済新聞社、一九九九年。第二章。Gary Teeple, *Globalization and the Decline of Social Reform: Into the Twenty-First Century*, Humanity Books, 2000, Ch. V, James Grotty, "The case for international capital controls," in Jeff Madrick (ed.), *Unconventional Wisdom: Alternative Perspectives on the New Economy*, A Century Foundation Press, 2000.
- (22) GATT体制からWTO体制への移行の意味については、以下の文献参照。千葉典「WTO体制の成立と農業自由化路線」中野一新・杉山道雄編『グローバル化と国際農業市場』筑波書房、二〇〇一年所収。Mohamed Aslam with Jomo K. S., "Implications of the GATT Uruguay Round for development: the Malaysian case," in K. S. Jomo and Shyamala Nagara (eds), *Globalization versus Development*, Palgrave, 2001.

- (23) Mike Moore, *A World Without Walls: Freedom Development, Free Trade and Global Governance*, Cambridge University Press, 2003, p. 63.
- (24) Joseph E. Stiglitz, *Economics*, 2 ed., W. W. Norton & Company, 1997, pp. 320-323. 藪下史郎・秋山太郎・金子能宏・木立力・清野一治訳『ステイグリッツ ミクロ経済学』第二版、東洋経済新報社、二〇〇〇年、三〇六―三〇九頁。
- (25) 荒井一博『ミクロ経済学』中央経済社、一九九七年、二六一頁。
- (26) Stiglitz, *op. cit.*, p. 320, p. 458. 訳三〇六頁、五四二頁。
- (27) George Soros, *The Crisis of Global Capitalism*, Public Affairs, 1998, xxiv. 大原進訳『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社、一九九九年、二八頁。
- (28) *Ibid.*
- (29) 種瀬茂は、市場価格変動を日々の変動と循環的変動に区別して論じる。種瀬茂『競争と恐慌』有斐閣、一九八六年、五三―五六頁。
- (30) 注(16)参照。
- (31) 伊東光晴『近代価格理論の構造』新評論、一九八五年、第五章参照。
- (32) 「賃金の効用はそのときの雇用量の限界不効用と等しく」(*The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Volume VII, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan St. Martin's Press, 1973, p. 5. 塩野谷祐一訳『ケインズ全集 第七巻 雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社、一九八三年、五頁)。
- (33) *Ibid.*, pp. 12-13. 訳一三頁。
- (34) *Ibid.*, p. 13. 訳一三頁。
- (35) 労働者が古典派の第二公準を実現できないとすれば、労働者は最適化行動をとりえないことを意味する。「ケインズ理論の基礎に、企業は利潤の極大を追求することができるが、労働者は『収入の効用』と『労働の不効用』の差としての余剰快楽の極大を追求しえないという前提がひそんでいる」(宮崎義一『近代経済学の史的展開』有斐閣、一九六七年、二二六頁)。

- (36) 「われわれは、第一公準を従来と同じように……支持する」(Keynes, *op. cit.*, p. 17, 訳一七頁)。
- (37) Richard D. Wolff and Stephen A. Resnick, *Economics: Marxian versus Neoclassical*, The Johns Hopkins University Press, 1987, Ch. 2. 平井規之・滝田和夫訳『二つの経済学—マルクス主義対新古典派』青木書店、一九九一年、第二章。
- (38) 「当該市場の個々の需要者(消費者)と供給者(企業)は当該財の価格に影響を及ぼすことがなく、それを所与として需要量ないし供給量を決定する」(荒井、前掲書、一四一頁)。
- (39) J・スチュアート、A・スミス、D・リカード、J・S・ミルの三面的競争論については、以下の文献参照。福田泰雄『現代市場経済とインフレーション』同文館出版、一九九二年、一五七頁、注(4)。
- (40) 新古典派は「階級というマルクス主義概念を全く無視する」(Wolff and Resnick, *op. cit.*, p. 250, 訳三〇九頁)。
- (41) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (1776), E. Cannan (ed.), 6th edition, 2 Vols. London, 1950. 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波書店、一九六九年。
- (42) *Ibid.*, p. 66, 訳一五七頁。
- (43) *Ibid.*, p. 67, 訳一五九頁。
- (44) *Ibid.*, p. 68, 訳一六〇頁。
- (45) *Ibid.*
- (46) *Ibid.*
- (47) スミスは、労働市場が需要超過の場合、「人手の払底は親方たちのあいだの競争をひきおこすが、かれらは職人たちを獲得するためにたがいせりあい、またこのようにして賃金をひきあげまいとする親方たちの自然の団結を自発的にやぶってしま」(Smith, *op. cit.*, p. 70, 訳一六四頁)と述べる。これは、超過需要が存在する場合の賃金決定をめぐる三面的競争の分析である。
- (48) スミス、マルクスは、労働需要は蓄積率によって、労働供給は、人口の増加率によって規定されるものとして、両者は相互に独立したものと扱えた。

- (49) 独占価格形成は、第一に、売り手と買い手の対抗の問題であり、第二に、その対抗関係において、競争優位に立つ側が自己に有利な取引条件を競争劣位の側に受入れさせる、力の行使の問題である。これに対し、新古典派不完全市場論においては、完全市場論においてと同様経済主体相互の対等性、つまり市場参加者にとっての自己選択の自由が仮定される。ここでは、独占・寡占企業は自己の合理的判断（限界収入＝限界費用）により、供給制限なり需要制限を決定、他方その下で、非独占・寡占企業なり消費者なり労働者なりは、価格水準が上がるうと下がるうと、いずれにせよ、これまた自己の合理的判断に従い、需要量なり供給量を決定する。この新古典派不完全市場モデルにおいては、独占・寡占企業の選択が、他方の非独占・寡占サイドの自己選択の際の条件変更と直結するという意味で、両者の間に依存関係が発生することになる。しかし、この場合でも、非独占・寡占サイドは、指図、干渉を受けることなく、自己決定権を持つ。その意味で非独占・寡占サイドは、独占・寡占サイドと対等な関係にある。しかし、下請取引に端的に示されるように、親企業は、その独占的支配力により、自らの需要量、従って下請にとつての供給量、その際の納入単価に対し優先的決定権を持つ。不完全市場においては、対等性は成立せず、賃金決定の場合と同様、非独立、非対等が事態の基本をなす。なお、独占価格形成メカニズムについては、福田、前掲『現代市場経済とインフレーション』第四章、第五章を参照。
- (50) 親企業による下請支配については、福田泰雄『現代日本の分配構造』青木書店、二〇〇二年、第三章を参照。
- (51) 日本における政・官・財癒着については、福田、前掲『現代日本の分配構造』第六章を参照。
- (52) 二〇〇三年六月一日付「ニューヨークタイムズ」誌は、アメリカ巨大製薬業界による、巨額の献金、資金を用いての、政治、マスコミ、学界、社会団体組織に対する取込み攻勢の実態を伝える。
- (53) 日本における政・官・財権力による司法、情報、マスコミ管理の実態、構造については、福田、前掲『現代日本の分配構造』第十八章を参照。